

一般社団法人このはホーム 会費規定

(目的)

第一条 この規定は、一般社団法人このはホーム(以下、「本会」という。)定款第 7 条の規定に基づき、本会の会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第二条 本会の会費は年会費制とし、会員の種類に応じて、次の通り定めることとする。

会員の種類		会費の額(年額)
正	会 員	5,000 円
賛	助 会 員	1,000 円

(会費の納入)

第三条 前事業年度内に定款第 8 条に定める任意退会の手続きを完了せず、事業年度の初日の時点で会員資格を有する者は、当該事業年度の会費を納入しなければならない。

2 会員は、毎事業年度、本会から会費の請求を受けたのち、本会が指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。

(中途入会の会費及び納入)

第四条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4 月から 9 月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10 月から翌年 3 月まで)の場合は年額の半額とする。

2 本条第 1 項の会費納入は、第 3 条第 2 項の規定を準用する。

(会員種別の変更があった場合の取り扱い)

第五条 賛助会員が、入会及び退会規定(以下、「入退会規定」という。)第七条第 1 項の規定により、正社員への会員種別変更の届出を行い、事業年度の中途に種別変更となる場合は、第四条の規定を準用することとし、当該会費額から賛助会員として納入した会費の額を控除した額を、当該事業年度における正会員の会費として納入しなければならない。

2 正会員が、入退会規定第七条第 1 項の規定により、賛助会員への会員種別変更の届出を行った場合は、当該届出日の属する事業年度の翌事業年度から、種別変更の会費を適応するものとする。

(改廃)

第六条 この規定の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附則

この規定は、2025 年 5 月 1 日より施行する